

届出の適用除外(法第23条第2項第3号)

1 民事調停法による調停に基づく場合

2 当事者の一方又は双方が国等である場合

「国等」とは(法第18条)

① 国,② 地方公共団体,③ その他政令で定める法人(令第14条)

- | | | |
|--------------|----------------|-----------------|
| (1) 港務局 | (7) 阪神高速道路公団 | (13) 田日本勤労者住宅協会 |
| (2) 都市基盤整備公団 | (8) 地域振興整備公団 | (14) 石油公団 |
| (3) 日本道路公団 | (9) 日本鉄道建設公団 | (15) 空港周辺整備機構 |
| (4) 緑資源公団 | (10) 環境事業団 | (16) 本州四国連絡橋公団 |
| (5) 首都高速道路公団 | (11) 新東京国際空港公団 | (17) 地方道路公社 |
| (6) 水資源開発公団 | (12) 地方住宅供給公社 | (18) 土地開発公社 |

3 その他政令で定める場合(令第17条)

- (1) 民事訴訟法による和解である場合
- (2) 商法,破産法,会社更生法,金融機能の再生のための緊急処置に関する法律又は民事再生法の規定に基づく手続きにおいて裁判所の許可を得て行われる場合
- (3) 公有水面埋立法第27条第1項の許可を受けることを要する場合
- (4) 家事審判法による調停に基づく場合
- (5) 土地収用法第15条の2のあっせん又は同法第50条の規定による和解である場合
- (6) 農地法第3条第1項の許可を受けることを要する場合,又は同法第80条第2項の規定により土地に関する権利を売り払う場合
- (7) 新住宅市街地開発法第30条の規定により同法及び同法第22条第1項の認可を受けた処分計画に従って造成施設等を処分する場合
- (8) 滞納処分,強制執行,担保権の実行としての競売又は企業担保権の実行により換価する場合
- (9) 非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われる場合(当該土地が所在する市町村の長の認定を受けている場合に限る)。
- (10) 国土利用計画法第32条又は都市計画法第58条の9の規定により遊休土地を買い取る場合
- (11) 土地収用法第26条第1項(同法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定の告示に係る事業の用に供される土地に関する権利について移転又は設定が行われる場合
- (12) 森林法第50条第1項に規定する使用権が設定されている土地について同法第55条第1項の協議に基づきその所有権の移転が行われる場合
- (13) 都市計画法第55条第4項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者が同法第56条第1項の規定により土地を買い取る場合